

2025
6月

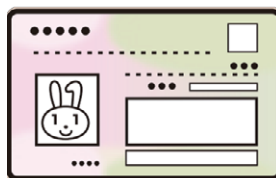
協会けんぽ徳島だより



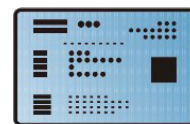
マイナ保険証の利用登録はお済みですか？

マイナ保険証とは

マイナンバーカードに保険証の利用登録をしたものをいいます。



保険証の利用登録



マイナ保険証のメリット

- ①医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます！
マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関等でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。
- ②手続きなしで高額な窓口負担が不要に!!
マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、自己負担限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。

マイナ保険証の特設サイトはこちら



マイナンバーカード保険証利用の登録方法

マイナンバーカードを保険証として利用するには、利用登録が必要です。※以下から選択

スマートフォンでの登録

マイナポータルから簡単登録



マイナポータルで「医療費情報」や「わたしの資格情報」が確認できます。確定申告や給付の申請にもご活用いただけます。

医療機関窓口での登録



受診時に簡単登録

保険証の利用
登録の詳細は
こちらから



セブン銀行ATMでの登録



カードをかざし、4桁の暗証番号を入れるだけ！

マイナンバー
カードの取得
はこちら



マイナンバー総合フリーダイヤル
(デジタル庁開設)

☎ 0120-95-0178

平日9:30～20:00 土日・祝日9:30～17:30
※年末年始を除く

協会けんぽ
マイナンバー専用ダイヤル

☎ 0570-015-369

8:30～17:15 (土日・祝日・年末年始を除く)

協会けんぽ 徳島支部LINE公式アカウントを開設しました🌟
毎月2回程度、様々な健康情報をお届けします！是非友だち追加をお願いします



2024年12月2日以降の受診方法

受診方法	2024年												2025年												2026年												
	月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	..										
保険証														制度改正日(12月2日)												経過措置期間終了(12月1日)											
														※12月2日以降、保険証は新たに発行されなくなりました。												※経過措置期間 終了後使用不可											
マイナ保険証																																					
医療機関等で オンライン 資格確認が 利用できない 場合	 マイナポータル+マイナ保険証																																				
資格確認書	 資格情報のお知らせ+マイナ保険証																																				
																																					

交通事故や第三者による傷病（打撲・骨折等）の治療で健康保険を使うときは、
必ず第三者行為届をご提出ください

第三者行為 による 傷病とは

相手がいる交通事故



暴力行為



他人が飼っている
ペットに噛まれたとき



など



第三者行為に
よる傷病届の
ダウンロード
はこちらから

私用中に発生した「交通事故や傷害など」第三者の行為によって保険証を使用して治療を受ける場合は、
「第三者行為による傷病届」のご提出が必要です。フローチャートに沿ってご確認ください。

けがをしたのはお仕事または通勤中ですか？

はい

いいえ

労災保険の対象となる
可能性があります。
お仕事または、通勤中
のけがの場合は原則健康
保険はご使用できません。
お近くの労働基準監督署へ
お問い合わせください。

けがの原因は交通事故やけんかなど第三者が絡むものですか？

はい

いいえ

健康保険をご使用いただけますが、
協会けんぽへ「第三者行為による
傷病届」の提出が必要となります。

健康保険をご使用いただけます。
協会けんぽより負傷した原因について照会の文書
を送付する場合がございます。
ご記入の上、速やかにご返送いただきますよう
ご協力をお願いいたします。



示談は慎重に！

健康保険で治療を受けられた場合、協会けんぽが
後日、加害者に対して治療費の請求をすること
になりますが、当事者だけで示談してしまうと、
加害者への請求ができず、ご本人に請求する場
合がありますので、**示談をする前に必ず協会けんぽ
へご連絡をお願いします。**

～なぜ届け出が必要なの？～

第三者の行為によるケガ・病気の治療費は本来、加害者が
負担するべきものです。そのため、これらの治療にあたり
健康保険証を使用する場合は、本来相手が払うべき治療費
を協会けんぽが一時的に立て替え、後日、加害者または損害
保険会社等に請求します。

この請求に必要な事項を確認するため、届け出が必要となり
ます。適正な保険給付のためにご協力をお願いします。



全国健康保険協会 徳島支部

協会けんぽ

〒770-8541 徳島市八百屋町2丁目11 ニッセイ徳島ビル7F

☎088-602-0250(代表)

協会けんぽ 徳島



協会けんぽ徳島
支部HPはこちら